

## 第10回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後3時00分開議

2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室

3. 出席委員 (19人)

1番	巻坂 藤博	2番	後藤恵美子	3番	齋藤 祐一
4番	渡部由美子	5番	長岡 賢市	6番	渡部 晃子
7番	手塚 康博	8番	遠藤 智行	9番	二瓶 幸浩
10番	安部 数幸				
11番	山口 利行	12番	宇津木耕一	13番	川村 明浩
14番	後藤 康則	15番	遠藤 智行	16番	
17番	舟山 善之	18番	鈴木 明弘	19番	寒河江正明
20番	伊藤 重徳				

4. 欠席委員 16番 堀越 進吉

5. 農業委員会事務局員 舘石修事務局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明専門員  
下條洋平主事 桐生竜也主事 鈴木慎主事補

6. 議事日程

日程第 1		会議録署名委員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	報告第 24号	非農地証明交付申請の報告について
日程第 4	報告第 25号	農地法第18条の規定による報告について
日程第 5	報告第 26号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 6	議案第 35号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 36号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に 対する意見について
日程第 8	議案第 37号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の 承認について
日程第 9	議案第 38号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の 承認について (農地中間管理事業)
日程第 10	議案第 39号	飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長 春の農作業も本格的に始まりまして、何かとお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。新年度の初めての総会ということで、推進委員の方にも集まり頂き総会を開くのが恒例になっておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。先ほど局長より新しい人員の配置が紹介され、私的には若い人がいっぱい入って良かったんですが、ただ単に人が増えたわけではなく、農業振興室の併任の農業委員会ということ形ですので、併任業務ですので、使えるところは使っていこうかと、おもいつき考えているところであります。竹田局長、手塚室長は、地域計画を立てる一番のスタートを切り開いていただき、なかなか難儀をかけたわけですが、それを後から来た職員が繋いでいく若い人が来てくれたことで、少しそういう部分で進路が進むと思ひているところであります。

今日は、総会、全員協議会の後に、懇親会もありますので、みなさんのご協力をいただき、推進委員の方には総会の雰囲気味わっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより第10回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、1番巻坂藤博委員、2番後藤恵美子委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思ひますが異議ございませんか。

委員 全員異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第24号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

鈴木主事補 非農地証明願ひによる報告について説明を致します。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字鳥井先 3687-1	
	地目地積	田1筆で 1,202 m <sup>2</sup>	

飯豊町役場から南東へ約0.4キロメートルの位置にあるENEOS梅津商店近くの農地です。詳細な場所については位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。地目、田、面積 1202 m<sup>2</sup>です。非農地となった時期および事由ですが、平成12年9月に農地転用の意見書が交付され、決済金の納付も済み、現在は倉庫のようなものを設置しているため転用申請も済んでいるものと思ひていたが地目変更していないことが判明したものです。4月4日、齋藤祐一委員、二瓶幸浩委員、安部会長の農業委員3名と事務局大谷部、鈴木で現地確認を行いました。以上で説明致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第4報告第25号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字山王原 2276-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,394 m <sup>2</sup>	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字山王原 2276-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,394 m <sup>2</sup>	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字原尻 3253-1	
	地目地積	田 1 筆で 5,087 m <sup>2</sup>	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字叶内 2979-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 15,855 m <sup>2</sup>	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字向原 3488 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,782 m <sup>2</sup>	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字御伊勢堂二 2070-20	
	地目地積	田 1 筆で 59 m <sup>2</sup>	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字東田尻 17-3 はじめ 4 筆	
	地目地積	畑 4 筆で 1,881 m <sup>2</sup>	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字東田尻 17-3 はじめ 4 筆	
	地目地積	畑 4 筆で 1,881 m <sup>2</sup>	

以上、8件につきまして報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第5報告第26号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字原嶋一 713-3 はじめ7筆	
	地目地積	田7筆で 21,048 m <sup>2</sup>	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字荻ノ袋 182-4 はじめ23筆	
	地目地積	田17筆畑6筆で 24,520.42 m <sup>2</sup>	

1番は、取得日は令和5年10月15日、相続による取得で、あっせんの希望はありません。2番は、取得日は令和5年11月7日、相続による取得であっせんの希望はありません。以上2件についてご報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第6議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。所有権移転が1件、賃貸借が1件、合計2件であります。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字登の一 2798	
	地目地積	田1筆で 2,621 m <sup>2</sup>	
2番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字尼ヶ沢 3716-1	
	地目地積	畑1筆で 272 m <sup>2</sup>	

以上2件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。なお、2番の案件ですが、住所が南陽市となっておりますが、飯豊町の方に引っ越してくるということで、先に農地の方を取得しておりますが、それまで親が管理をするということですので、問題ないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。5番長岡賢市委員

長岡委員 1番の案件ですが、住所が近い、長井市の方ですが、新規でお借りしたいということでした。金額は10aあたり15,000円。長井市の方で詳しいことは分かりませんが、お互い話し合ったようですので、何ら問題ないと思いますので、ご審議の方お願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。8番遠藤智行委員

遠藤委員 2番の案件について説明致します。元々、この土地は〇〇〇という方が1人暮らしをしておりまして、その方が亡くなったため、その妹である〇〇〇に所有権が移ったということで、今は家の方も更地にして、ほんのわずかな農地もきれいな状況になっています。業者を介しまして、〇〇〇にお願いしたようですが、その農地につきまして、その親が飯豊町なので通ってきて、草刈りをしてくれるということでしたので、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第7議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

下條主事 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明いたします。

1番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字東田尻 17-3 はじめ 4筆	
	地目地積	畑 4筆で 1,881 m <sup>2</sup>	
2番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	椿字下野 4351-1	
	地目地積	田 1筆で 848 m <sup>2</sup>	

1番の案件ですが、転用事由は、乾燥調製施設を建設し、併せて駐車場、通路、排雪場

を造成するものです。工事着手は、許可後で、令和6年9月中に完了予定です。補足説明を行います。事業費は1億3,636万4千円となっております。資金計画につきましては自己資金238万1千円、金融機関からの借入7,200万円、補助金6,198万3千円の予定です。取水・排水計画については、取水は上水道。排水方法について、汚水は排水路、生活雑排水は該当なし、雨水は地下浸透であります。駐車場整備計画については、従業員用12台、来客者用4台分を造成する予定となっております。土地改良区との関係については、野川土地改良区から同意済みとなっております。被害防除計画について説明いたします。盛土造成を行い法面が発生しますが、傾斜をゆるやかにするなど、被害防除に努めます。近傍農地への影響については緑地・緩衝帯を設けるなど被害防除に努めます。農業用排水施設等については施設管理者と協議が整っております。以上の内容について、4月17日に地元農業委員の長岡委員及び推進委員の山口委員と現地確認を行いました。農地転用の基準であります。申請地は一団の農地の区域内にある第1種農地の転用と判断されます。第1種農地の転用は原則許可できないとされておりますが、農業用施設の用に供する場合、例外的に許可されております。申請地は地理的条件、面積条件、地権者の同意等、その他の条件を総合的に判断した結果、適当であると判断いたしました。以上説明いたしましたので、ご審議の上、許可下さいますようよろしくお願いいたします。

続いて2番の案件について説明します。転用事由について説明しますので、土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、資材置き場を造成するものです。工事着手は、許可後で、令和7年3月20日に完了予定です。補足説明を行います。事業費は124万2千円となっております。資金計画につきましては全額自己資金の予定です。取水・排水計画については、取水はなし、排水方法について、汚水、生活雑排水は該当なし、雨水は自然流下であります。油分が排水路に流れることのないよう気を付けて対応をすることです。土地改良区との関係については、白川土地改良区からさしつかえない旨了解を得ております。被害防除計画について説明いたします。盛土造成を行い法面が発生しますが、傾斜をゆるやかに形成するなど、被害防除に努めます。近傍農地への影響・農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、4月18日に地元農業委員の齋藤委員と現地確認を行いました。農地転用の基準であります。申請地はJR羽前椿駅から500m以内の農地であるため第2種農地の転用と判断されます。第2種農地の転用は、第3種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。以上説明いたしましたので、ご審議の上、許可下さいますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。3番齋藤祐一委員

齋藤委員 現地調査を行いました。〇〇〇が〇〇〇の農地を取得するようです。両者納得しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。5番長岡賢市委員

長岡委員 1 番の案件ですが、〇〇〇が乾燥調製施設及び駐車場を作りたいということで、〇〇〇から農地をお借りしたいということでした。ここには載っておりませんが、10aあたり3万円だそうです。〇〇〇につきましては、これからますます面積を広げて、手広くやっていくと思しますので、安心だと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第8議案第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 農地経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。所有権移転が1件、再設定が12件、合計13件となっております。

1 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字台ノ下 2081 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 7,635 m <sup>2</sup>	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字原尻 3743-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,905 m <sup>2</sup>	
3 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字清水 3638-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,883 m <sup>2</sup>	
4 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字原尻 3752	
	地目地積	田 1 筆で 4,473 m <sup>2</sup>	
5 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字原尻 3745-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 10,351 m <sup>2</sup>	

6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原南 3139-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 9,669 m <sup>2</sup>	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原南 3141	
	地目地積	田 1 筆で 681 m <sup>2</sup>	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原南 1221-1	
	地目地積	田 1 筆で 437 m <sup>2</sup>	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字柳沢 4754 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 2 筆で 1,142 m <sup>2</sup>	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3288-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 11,619 m <sup>2</sup>	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 3407	
	地目地積	田 1 筆で 2,981 m <sup>2</sup>	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3275 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 15,471 m <sup>2</sup>	
13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字鳥井先 3680-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 6,136 m <sup>2</sup>	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長

ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。5 番長岡賢市委員

長岡委員

1 番の案件ですが、この土地は以前より買い手の〇〇〇が耕作しておりました。今



回、〇〇〇の方から売却したいということで、双方話し合った結果、総額 100 万円という金額になっております。7 反で 100 万円は少し安いと思いますが、立地条件が山手の方で、耕作しにくい、あまり取れない土地はなので、妥当かと思います。続きまして、6 番 7 番 8 番は、貸し手は同じ家族の方です。借り手の〇〇〇は 5 年、17,000 円でお借りしたいということです。この土地は 1 級地で、土地改良費の水利費、経常経費を足せば 15,500 円に色を付けた金額になっていると思います。何ら問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。7 番手塚康博委員

手塚委員 2 番 3 番 4 番 5 番の案件ですが、借り手が〇〇〇で、貸し手が〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇であります。いずれも双方合意で決定したものです。水利費、土地改良費につきましては、貸し手の負担となっております。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。続きまして、9 番 10 番 11 番 12 番の案件ですが、借り手が〇〇〇、貸し手が〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ということで、こちらにつきましても、双方合意で決定したもので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。3 番齋藤祐一委員

齋藤委員 13 番の案件ですが、再設定であります。お話を伺いまして、何も問題なく、推進委員の後藤委員も再設定で何ら問題となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。8 番遠藤智行委員

遠藤委員 2 番の案件ですが、原尻 3473-1 は金額を 10,000 円と 14,000 円と分けているのでしょうか。

大谷部専門員 それでは、説明致します。同じ金額になっておりますが、事務局での打ち間違いで、原尻 3743-1 が 10000 円、原尻 3757 が 14,000 円でしたので、訂正の方お願いいたします。

議 長 他にございませんか。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長

挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第9議案第38号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

桐生主事

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、農地中間管理事業について説明いたします。利用権設定は17件であります。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原尻 3253-1	
	地目地積	田1筆で5,087 m <sup>2</sup>	
2番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字長尺 3581	
	地目地積	田1筆で1,576 m <sup>2</sup>	
3番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3488 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で2,782 m <sup>2</sup>	
4番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3494	
	地目地積	田1筆で553 m <sup>2</sup>	
5番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3493	
	地目地積	田1筆で2,126 m <sup>2</sup>	
6番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西田尻 3708 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で6,002 m <sup>2</sup>	
7番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字東天神 2586 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で6,154 m <sup>2</sup>	
8番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2276-1 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で4,394 m <sup>2</sup>	

9 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字御伊勢堂二 2070-20	
	地目地積	田 1 筆で 59 m <sup>2</sup>	
10 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字芋元 1925-2 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 8,249 m <sup>2</sup>	
11 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字金山沢 3895-3 はじめ 5 筆	
	地目地積	畑 5 筆で 3,578 m <sup>2</sup>	
12 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字南上町一 5202 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 10 筆で 25,136 m <sup>2</sup>	
13 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字月岡 3199 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8,323 m <sup>2</sup>	
14 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字月岡 3200	
	地目地積	田 1 筆で 3625 m <sup>2</sup>	
15 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字外記川原 3073-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,924 m <sup>2</sup>	
16 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字田中 3854	
	地目地積	田 1 筆で 1,013 m <sup>2</sup>	
17 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字叶内 2979-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 15,855 m <sup>2</sup>	

巻坂委員

4 番、5 番の小作料が 0 円となっておりますが、昨年耕作しておらず、代掻きを 2 回する必要があり、経費がかかるためです。

- 長岡委員 11 番の案件ですが、賃貸借が 1,000 円となっておりますが、少し安いのではないのでしょうか。
- 遠藤委員 東部地区の土は赤土でもものすごく硬くなる土です。ほとんど畑をする人がいなく、本人はただでもいいので、借りて欲しいという話だったんですが、それではあまりだとなり、近隣でやっている方に、この金額で引き受けて頂きました。
- 遠藤委員 10 番の案件ですが、貸し手と受け手が同じ方なのは、どういうことでしょうか。
- 二瓶委員 上郷地区で、県の基盤整備をしております。県の要綱の中に、全面積を農地中間管理機構に貸し付ける要綱がありましたので、自分が貸して、自分が借りることとなっております。
- 議 長 格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。
- 委 員 全員挙手
- 議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10 議案 39 号「飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」議題と致します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
- 下條主事 飯豊農業振興地域整備計画の意見について、説明致します。本町では、優良農地の確保と推進を図りながらも、町内全員の農地が農用地区域に設定しているため、住宅建設を始めとする土地利用につきまして、除外することはやむを得ないと考えております。今回の変更の内容につきましては、農用地区域からの除外が 1 件、面積が 500 m<sup>2</sup>となっております。農振除外には 3 つの条件を満たす要件があります。1 番、変更にかかる土地を農用地以外にする必要かつ適当であって、農地区域内に適当な土地がないこと。2 番、農業上の効率的利用に苦情がないこと。3 番、認定農業者等の農地集積に支障を及ぼすことがないこと。4 番、土地改良に関する土地に支障を及ぼすことがないこと。5 番、農業生産基盤整備事業完了後 8 年経過していること。6 番地域計画における利用状況、担い手への支障がないこと。この 6 つを満たすことで除外することが出来ます。申請地は飯豊町大字中字三角屋敷 2709 番 2、申請者は〇〇〇。住宅建設を行う予定であります。先ほど申しあげました検討表になっております。これを満たしており、除外することができると思われます。ご意見頂きますようお願い申し上げます。以上説明となります。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第10回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午後4時15分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年4月25日

議長

安部 教幸

署名委員(1番)

巻坂 藤博

署名委員(2番)

後藤 恵美子